

原 安 第 2 4 7 号 の 3
令和 3 年（2021 年） 6 月 7 日

佐賀県平和運動センター
原水爆禁止佐賀県協議会
各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

申し入れに対する回答について

2021 年 3 月 11 日付けで提出のあった申し入れについては、別紙のとおり回答
します。

2021年3月11日付け申し入れへの回答

1. 玄海原子力発電所3,4号機の運転を直ちに中止し、これ以上使用済み核燃料を増やさないこと。

(答)

- 原子力発電に関しては、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を進める取組を進めていくべきと考えています。

- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給等に課題があり、エネルギー自給の観点で考えると、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況にあると考えています。

- 玄海原子力発電所3,4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと認識しています。

2. 具体的な搬出先や処分方法などが決まっていない使用済みMOX燃料を排出する玄海原子力発電所3号機のプルサーマル運転を直ちに中止すること。

(答)

- 使用済燃料については、一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出し再処理することが国の基本方針とされており、九州電力も、使用済MOX燃料を含む使用済燃料については、原子炉設置許可申請書において「使用済燃料は、(中略)、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。」とし、原子力規制委員会の許可を受けています。

3. リラッキングや乾式貯蔵施設の建設は、使用済み燃料の長期保管につながるのではないかと、いう県民の不安や懸念に対し、丁寧な説明をするよう国・電力会社に求めること。

(答)

- 使用済み燃料については、一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出し再処理することが国の基本方針とされており、九州電力も、原子炉設置許可申請書において「使用済み燃料は、(中略)、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。」とし、原子力規制委員会の許可を受けています。

- 使用済み燃料対策を含めた核燃料サイクル政策等エネルギー政策については、国が責任をもって決めていくべきことであり、国の責任においてその具体的な取組を加速すること、そして国民に十分な説明を行うことなどを、これまでも申し入れてきており、今後も、さらに強く求めていきます。

- また、事業者である九州電力が、リラッキングや乾式貯蔵施設に関する様々な県民の不安の声に対して、丁寧で分かりやすい説明を行っていただくということが重要であると考えており、九州電力に対しては、今後もそうした取組を求めていきます。

4. 高速増殖炉・原型炉「もんじゅ」の廃炉決定や、六ヶ所再処理工場の完成の目途が立たないことなどから、国の核燃料サイクル計画はすでに破綻している。したがって、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を国に求めること。

(答)

- 「核燃料サイクル推進」については、国に対し、現在の状況を明確にした上で責任を持って進めることをこれまで申し入れており、今後も強く求めていきます。